

生食発 0730 第 4 号
令和 3 年 7 月 30 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部改正について
(牛乳等の容器包装等に関する規格基準の改正)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 293 号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところです。

改正の概要等は下記のとおりですので、その運用に遺漏がないようお願いいたします。また、当該改正の概要等について、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項に基づき、告示第 3 器具及び容器包装の部 E 器具又は容器包装の用途別規格の項（以下「用途別規格の項」という。）には、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム（以下「牛乳等」という。）に用いられる容器包装又はこれらの原材料（以下「容器包装等」という。）の規格基準が定められ、牛乳等の容器包装については、内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂に関して、原則、添加剤を使用してはならない旨の規定（以下「添加剤使用禁止規定」という。）が置かれている。

令和 2 年 6 月 1 日に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）の一部が施行され、合成樹脂の原材料であってこれに含まれる物質については、規格が定められたもののみを食品用器具及び容器包装に使用可能とする仕組みが導入されたことを踏まえ、添加剤使用禁止規定を削除する。

第2 改正の主な内容

告示第3 器具及び容器包装の部 E 器具又は容器包装の用途別規格の項における牛乳等の容器包装に関する添加剤使用禁止規定を削除する。

第3 適用期日

告示日からとする。

第4 運用上の注意

本改正により、すでに乳飲料等で使用されている容器包装と同様の設計が牛乳等に使用される容器包装においても可能となる。そのため、飲み切り容量ではない容器を用いる際の再密栓等に係る衛生的な取扱いについて、消費者に適切な情報提供を行うよう指導されたいこと。

事 務 連 絡

令和3年7月30日

一般財団法人化学研究評価機構 食品接触材料安全センター 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

食品、添加物等の規格基準の一部改正について
(牛乳等の容器包装等に関する規格基準の改正)
に関する参考情報の送付について

令和3年7月30日付けで食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第293号）が告示され、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム（以下「牛乳等」という。）の容器包装のうち、内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂に関して、原則、添加剤を使用してはならないとする規定が削除されました。

今般、一般社団法人日本乳業協会において作成された、牛乳等の衛生的な取扱いについてガイドラインと、一般社団法人日本乳容器・機器協会において改正された乳等の容器包装に関する自主基準について別添のとおり、各都道府県等宛て連絡しましたので、お知らせします。

事務連絡
令和3年7月30日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

食品、添加物等の規格基準の一部改正について
(牛乳等の容器包装等に関する規格基準の改正)
に関する参考情報の送付について

令和3年7月30日付けで食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第293号）が告示され、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム（以下「牛乳等」という。）の容器包装のうち、内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂に関して、原則、添加剤を使用してはならないとする規定が削除されました。

今般、別添1のとおり、一般社団法人日本乳業協会において、牛乳等の衛生的な取扱いについてガイドラインが策定され、別添2のとおり、一般社団法人日本乳容器・機器協会において、乳等の容器包装に関する自主基準が改正され、使用できる添加剤について規定されましたので、業務の参考のためお知らせします。

令和3年7月30日
一般社団法人日本乳業協会

牛乳等の容器包装に関する告示改正に伴う衛生的な取扱いについて
(ガイドライン)

今回の告示改正の前提として、①食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度が適切に運用されていること、また、②口飲みや再密栓後の持ち運びから生じる衛生上の危害発生を未然に防止する必要があることが、厚生労働省薬事・食品衛生審議会及び内閣府食品安全委員会より指摘されたところです。

このため、今後、添加剤を使用した牛乳等の容器包装を使用する会員においては、下記事項を遵守するようお願いします。

記

1. 牛乳等の容器包装に使用する添加剤について

牛乳等以外の乳飲料や清涼飲料水などの容器包装等で実績のある添加剤（ポジティブリストに定められたもの）を使用した容器包装を使用することとし、具体的には、一般社団法人日本乳容器・機器協会の定める「乳等の容器包装に関する自主基準（令和3年7月改定）」を満たすものであること。

2. 製品の保存に関する注意表示について

口飲みや再密栓後の持ち運びから生じる衛生上の危害発生防止のため、製品に以下の旨の表示を行うこと。

- 1) 10℃以下で保存し、開栓後はできるだけ早く飲みきること。
- 2) 開栓後、冷蔵保存される場合には、容器に直接口をつけて飲まないこと、また、飲み切らないものは直ちに冷蔵保存し、できる限り早く消費すること。

以上

令和3年7月30日
一般社団法人 日本乳容器・機器協会

一般社団法人 日本乳容器・機器協会自主基準改定について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第293号）を受け、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム（以下、「1群」という。）の容器包装の内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂について、下記のとおり自主基準を改定し、合成樹脂に使用できる添加剤を規定しました。

記

[乳等の容器包装に関する自主基準（令和3年7月改定）より一部抜粋（改定箇所を下線）]

2.1.2 合成樹脂

1) 1群用途の容器包装に使用できる合成樹脂

① 内容物に直接接触する部分に使用できる合成樹脂

ポジティブリストに適合し、用途別規格に定めるポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂及びポリエチレンテレフタレートが使用できる。なお、使用する樹脂にはポジティブリストに適合する添加剤のうち、次の物質が使用できる。

- ・ 巻末資料-2に挙げる物質
- ・ 乳飲料または清涼飲料容器への使用実績のある物質

但し、材質別規格2合成樹脂製の器具又は容器包装の（1）一般規格及び（2）個別規格、並びに用途別規格で定める規格試験に適合しなければならない。

② 内容物に直接接触しない部分に使用できる合成樹脂

材質別規格2合成樹脂製の器具又は容器包装の（1）一般規格及び（2）個別規格に定める規格試験に適合するポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂、ポリエチレンテレフタレート、ポリプロピレン又はポリアミドが使用できる。あわせて、ポジティブリスト制度の運用ルール（内容物に直接接触しない部分の取り扱い等）に従うこと。

③ 付帯品に使用できる合成樹脂

内容物に直接接触する部分に使用できる合成樹脂は、2.1.2の1)の①に従う。内容物に直接接触しない部分に使用できる合成樹脂は、2.1.2の1)の②に従う。なお、付帯品を固定するための合成樹脂も同様とする。

以上

別表第1第2表 通し番号	物質名		
	和名	英名	CAS番号
164	亜リン酸トリス(2, 4-ジ-tert-ブチルフェニル)	tris(2,4-di-tert-butylphenyl) phosphite	0031570-04-4
198	アルミニウム	aluminium	0007429-90-5
215	イソシアヌル酸1, 3, 5-トリス(3-ヒドロキシ-4-tert-ブチル-2, 6-ジメチルベンジル)	1,3,5-tris(4-tert-butyl-3-hydroxy-2,6-dimethylbenzyl) isocyanurate	0040601-76-1
441	オクチルホスホン酸	octylphosphonic acid	0004724-48-5
559	ケイ酸(ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、鉄塩を含む。)	silicic acid (including sodium, magnesium, aluminium, potassium, calcium, iron salt)	0001327-39-5 他
578	コハク酸ジメチル・2-(4-ヒドロキシ-2, 2, 6, 6-テトラメチルピペリジン)エタノールを主な構成成分とする重合体	polymer mainly composed of dimethyl succinate / 2-(4-hydroxy-2,2,6,6-tetramethylpiperidine)ethanol	0065447-77-0
616	酸化亜鉛	zinc oxide	0001314-13-2
617	酸化アルミニウム	aluminium oxide	0001344-28-1
625	酸化ケイ素(シリカ、シリカゲルを含む。)	silicon oxide (including silica, silica gel)	0007631-86-9 他
633	酸化チタン	titanium oxide	0013463-67-7
736	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール	2,6-di-tert-butyl-4-methylphenol	0000128-37-0
745	脂肪酸アミド(C=8~22)	fatty acid amide (C=8-22)	0000112-84-5 他
753	脂肪酸(C=2~24)とグリセロール又はジグリセロールのエステル	ester of fatty acid (C=2-24) with glycerol or diglycerol	0000123-94-4 他
756	脂肪酸(C=8~24)(ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、アンモニウム塩を含む。)	fatty acid (C=8-24) (including sodium, magnesium, aluminium, potassium, calcium, ammonium salt)	0000057-10-3 他
766	脂肪酸(飽和C=8~22)とソルビタンのエステル	ester of fatty acid (saturated C=8-22) with sorbitan	0001338-39-2 他
845	水酸化アルミニウム	aluminium hydroxide	0020768-67-6 他
973	炭酸(ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、アンモニウム塩を含む。)	carbonic acid (including sodium, magnesium, aluminium, potassium, calcium, ammonium salt)	0000144-55-8 他
979	炭素(「炭素繊維」に該当するものを除く。)	carbon (excluding "carbon fiber")	0001333-86-4
986	3, 3'-チオジプロピオン酸ジアルキル(直鎖C=16~22)	dialkyl 3,3'-thiobispropionate (linear C=16-22)	0000123-28-4 他
1008	テトラキス[3-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル)プロピオン酸]ペンタエリスリチル	pentaerythrityl tetrakis[3-(3,5-di-tert-butyl-4-hydroxyphenyl)propionate]	0006683-19-8
1093	トリメチロールプロパン	trimethylolpropane	0000077-99-6
1153	ハイドロタルサイト	hydrotalcite	0012304-65-3
1242	3-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル)プロピオン酸ステアリル	stearyl 3-(3,5-di-tert-butyl-4-hydroxyphenyl)propionate	0002082-79-3
1278	4, 4'-ビフェニレンジ亜ホスホン酸テトラキス(2, 4-ジ-tert-ブチルフェニル)	tetrakis(2,4-di-tert-butylphenyl) 4,4'-biphenylenediphosphonite	0038613-77-3 他
1348	2-tert-ブチル-6-メチル-4-[3-[(2, 4, 8, 10-テトラ-tert-ブチルジベンゾ[d, f][1, 3, 2]ジオキサホスフェン-6-イル)オキシ]プロピル]フェノール	2-tert-butyl-6-methyl-4-[3-[(2,4,8,10-tetra-tert-butylidibenzo[d,f][1,3,2]dioxaphosphin-6-yl)oxy]propyl]phenol	0203255-81-6